

第4次 野木町男女共同参画プラン

概要版

《令和8年度～令和12年度》

野木町DV防止基本計画

野木町女性の活躍推進計画

野木町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

～男女ともいきいき活躍できるまち～



令和8年3月

野木町

男女共同参画社会とは

男性も女性も、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、家庭・学校・地域及び職場などで支え合うことができる社会のことです。



計画の概要

1. プラン策定の趣旨

本町では、将来像として「男女ともいきいき活躍できるまち」を掲げ、平成23(2011)年度から令和7(2025)年度までの15年間にわたり、3期にわたる「野木町男女共同参画プラン」(各期5年間)を通じて、様々な取り組みを進めてきました。

この間、我が国においては、急速なデジタル化の進展や働き方改革の推進、多様な家族形態やライフスタイルの広がりなど、社会の構造や人々の価値観が大きく変化しています。特に、テレワークや副業の普及により、仕事と生活の境界が曖昧になる一方で、家庭内でのケア責任の偏りや、孤立の問題が顕在化しています。また、単身世帯や共働き世帯の増加により、地域における支え合いの仕組みやコミュニティの再構築が求められています。

また、令和6(2024)年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、各分野への女性参加が進み、新たな価値や付加価値が生まれるなど期待と関心が高まっています。

しかしながら、依然として職場や地域における無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)や、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、女性や性的マイノリティの参画が十分に進んでいない現状があります。

こうした現状を踏まえて、これまでの取り組みの成果や新たな課題に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けての目標を定め、施策を総合的、計画的に推進するため第4次となる「野木町男女共同参画プラン」を策定するものです。

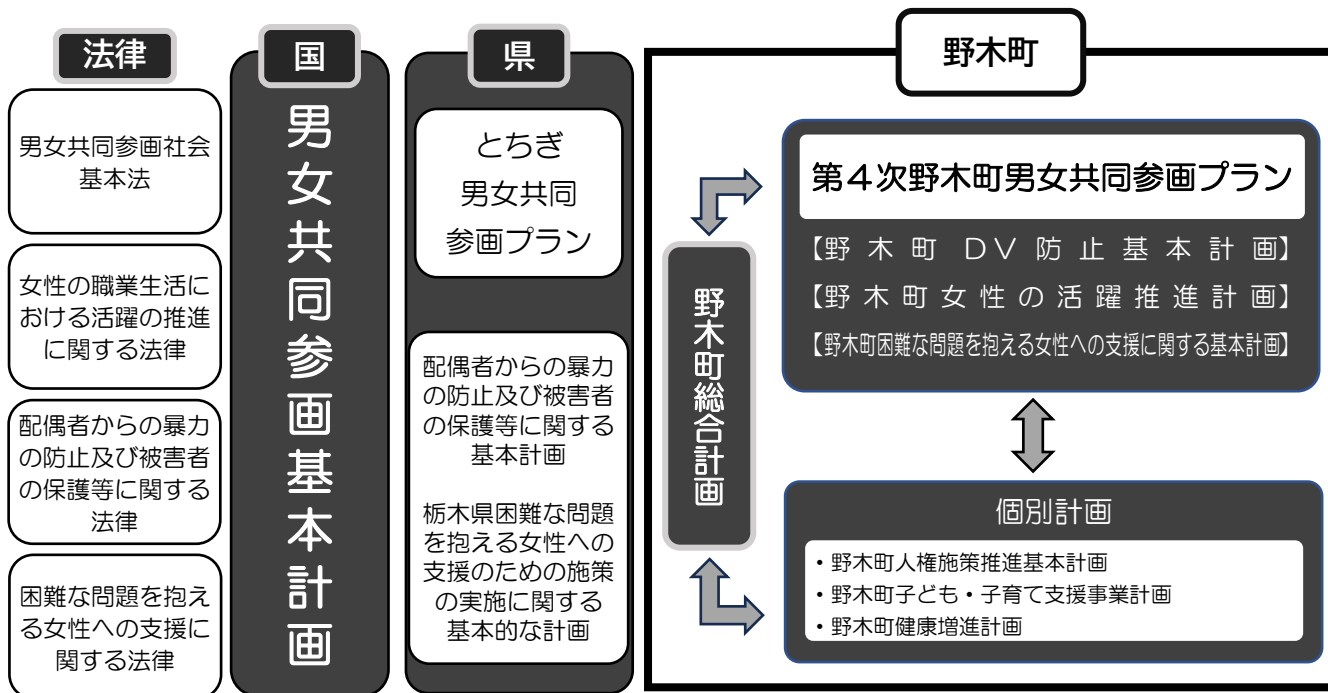
なお、本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「市町村防止基本計画」、また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく「市町村推進計画」を包含しています。

2.プランの性格と位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、市町村男女共同参画計画に位置付けられ、男女がともに尊重しあい社会のあらゆる分野において性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し喜びや責任を分かち合う「男女共同参画社会」の実現を目指して策定するものです。

また、本プランは、野木町総合計画の部門的計画のひとつとして位置づけられています。

本プランは「男女共同参画社会基本法」で示されている基本理念等に基づき、関連法令及び県の「とちぎ男女共同参画プラン」等を勘案しているほか、町民を対象としたアンケートを通じて寄せられた意見を取り入れるなど、町の特性や現状を踏まえるとともに、社会情勢などを考慮し策定しています。



3.プランの期間

本プランの期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化、国や県の取り組み、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
第8次野木町総合計画 (後期基本計画)					第9次野木町総合計画 (前期基本計画)				
平成28(2016)年度より					令和17(2035)年度まで				
第3次野木町男女共同参画プラン					第4次野木町男女共同参画プラン				
評価・改訂					必要により適宜見直し				
					評価・改訂				

将来像

男女ともいきいき活躍できるまち

本町では将来像として「男女ともいきいき活躍できるまち」を掲げ、一人ひとりの人権が尊重され、性差なく誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。



基本理念

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権を尊重し、性別による差別的扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会を確保します。

2. 固定的な役割負担意識の解消

性別による固定的な役割負担意識に基づく制度及び慣行にとらわれることなく、自らの意思で自由な選択ができるよう意識の改革を進めます。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野における政策、方針の立案及び決定に参画する機会を確保します。

4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女が相互に協力し、家庭、学校、職場、地域等において、こどもの養育、家族の介護その他家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

5. 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮し、他国の人々や国際機関とともに相互協力して取り組みます。

施策体系

基本目標1 男女共同参画の意識づくり	施策の方向1：男女共同参画の意識を高めるための取り組み
	施策の方向2：地域活動における男女共同参画の周知
	施策の方向3：学校教育における男女共同参画の啓発
	施策の方向4：社会全体における男女共同参画に関する意識づくりと周知活動
基本目標2 男女共同参画の環境づくり	施策の方向1：家庭で協力しながら子育てや介護ができる仕組みづくり
	施策の方向2：企業や団体における男女共同参画の環境づくり
	施策の方向3：地域における男女共同参画の環境づくり
基本目標3 困難な状況にある人々への 包括的支援と、暴力・虐待 の根絶の推進	施策の方向1：町民への啓発・広報の充実
	施策の方向2：DV等防止に関する活動の推進
	施策の方向3：DV等被害者への支援や相談体制等に関する環境整備
	施策の方向4：困難な問題を抱えた女性等への支援
	施策の方向5：様々な困難を抱える人々への支援
基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの 推進	施策の方向1：家庭生活と職業生活を両立させる取り組みの推進
	施策の方向2：男性に対する男女共同参画の推進
	施策の方向3：人生100年時代における健康や生きがいづくりの推進
基本目標5 女性活躍の推進	施策の方向1：女性活躍を推進するための体制づくり
	施策の方向2：女性の職業生活をサポートする環境づくり
	施策の方向3：政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の展開

基本目標1. 男女共同参画の意識づくり

町民一人ひとりが男女平等や人権尊重の意識を深め、性別による固定的な役割分担や偏見をなくすための啓発活動や学習機会の充実を図ります。



施策の方向	施策
1. 男女共同参画の意識を高めるための取り組み	①男女共同参画、人権尊重の啓発の推進及び人権に関する学習機会の充実
	②男女共同参画に関する講座等の開催
2. 地域活動における男女共同参画の周知	①地域団体に対する啓発と情報提供の推進
	②男女共同参画団体等の自主活動への支援
	③地域活動等における女性登用の促進

施策の方向	施策
3. 学校教育における男女共同参画の啓発	①学校教育における意識醸成の促進
	②保護者への意識啓発の推進
	③社会教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進
	④男女共同参画の視点に立った教育活動の推進
	⑤男女共同参画の視点からの国際理解教育の実施
	⑥男女共同参画の視点からの国際交流の推進
	⑦性に関わる正しい情報提供と啓発の促進による青少年の健全な育成
4. 社会全体における男女共同参画に関する意識づくりと周知活動	①男女共同参画社会基本法の理念実現のための啓発の実施
	②NPO・ボランティア活動への男女共同参画の促進
	③男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供
	④男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しのための啓発強化
	⑤男女共同参画の視点に配慮した表現の推進
	⑥性的マイノリティへの理解の促進



基本目標2. 男女共同参画の環境づくり

妊娠期から子育て期、介護や福祉に至るまでをしながら切れ目のない支援体制を整備するとともに、企業・地域・行政が連携し、誰もが安心して暮らせる男女共同参画の環境づくりを進めます。

施策の方向	施策
1. 家庭で協力しながら子育てや介護ができる仕組みづくり	①多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実
	②妊娠・出産・子育てサポートの充実
	③介護等の地域相互扶助活動の充実
	④男性が参加しやすい育児教室・介護教室等の実施
	⑤子育て支援情報の充実
	⑥介護サービス事業の推進
	⑦在宅福祉サービスの推進
2. 企業や団体における男女共同参画の環境づくり	①男女雇用機会均等法等の法律、制度の周知
	②各種ハラスメントの防止のための啓発
	③企業等における女性の登用の促進
	④子育てや介護を理由に離職した人の再就職の支援
3. 地域における男女共同参画の環境づくり	①男女共同参画社会を築くためのコミュニティ活動等の支援
	②男女共同参画推進のリーダーとなる人材の養成
	③男女がともに協力し地域で介護を支える体制づくり
	④障がい者や高齢者への相談事業と情報提供の推進
	⑤高齢者、障がい者の自立した社会参加活動の推進
	⑥男女共同参画社会を目指した生涯学習の推進
	⑦男女共同参画の視点による防災対策の推進
	⑧地域の見守り、通報体制の強化

基本目標3. 困難な状況にある人々への包括的支援と、 暴力・虐待の根絶の推進



あらゆる暴力や虐待の根絶に向けて、啓発活動の充実、相談体制の強化等に取り組みます。また、困難な問題を抱える女性への支援にも力を入れ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

施策の方向	施策
1. 町民への啓発・広報の充実	①女性等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進
	②講演会等による意識啓発
	③地域や学校教育における暴力防止意識啓発の促進
	④災害時等の女性等に対するあらゆる暴力防止対策の推進
	⑤SNSを通じた性暴力・性被害の未然防止
2. DV等防止に関する活動の推進 野木町 DV 防止基本計画	①DV等に関する啓発活動及びDV防止法の周知徹底
	②DV等及び児童虐待にあったときの相談窓口の周知徹底
	③DV等及び児童虐待の早期発見・早期対応
	④DV等対応の体制整備
	⑤DV等被害者への支援や相談体制等に関する環境整備
3. DV等被害者への支援や相談体制等に関する環境整備 野木町 DV 防止基本計画	①DV等被害者支援に係る庁内及び関係機関との連携の強化
	②DV等の被害者に対するカウンセリングや法律相談窓口の周知の徹底
	③DV相談支援員の設置の検討
	④DV被害等にあつた外国人への対応
	⑤DV等被害者の自立支援
4. 困難な問題を抱えた女性等への支援 野木町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画	①困難な問題を抱える女性の早期発見・早期対応
	②困難な問題を抱える女性への支援体制の構築
5. 様々な困難を抱える人々への支援	①ひとり親家庭等への支援
	②様々な困難を抱える若年層への支援
	③ひとり暮らしの高齢者に対する支援

基本目標4. ワーク・ライフ・バランスの推進



ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、家庭や職場、地域における男女の意識改革を図るとともに、健康や生きがいづくりを生涯にわたって支援するための取り組みを推進します。

施策の方向	施策
1. 家庭生活と職業生活を両立させる 取り組みの推進	①仕事と生活の調和
	②長時間労働の是正に関する啓発の推進
	③フレックス勤務、テレワーク制度等の普及啓発の推進
	④企業に対する有給休暇取得の促進に関する啓発の推進
	⑤仕事と子育てや介護の両立のための制度の利用促進
	⑥男女による固定的役割分担意識の解消の推進
	⑦放課後児童クラブ（学童保育）の充実
	⑧地域子育て支援拠点の利用促進
	⑨介護者支援策の充実

施策の方向	施策
2. 男性に対する男女共同参画の推進	①男性の家庭参加の推進
	②男性の育児休業・介護休業取得の推進の強化
	③家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示
3. 人生 100 年時代における健康や生きがいつくりの推進	①性差や年代に応じた健康支援の推進
	②食育の推進
	③健康教育、健康相談体制の推進
	④生涯スポーツの推進
	⑤健康づくりのための公園整備
	⑥教養・文化活動の推進



基本目標5. 女性活躍の推進

庁内連携による相談体制の整備や、協議会の設置、企業への啓発活動、男女共同参画事業所の認定などを通じて、女性が活躍できる体制づくりを進めます。

施策の方向	施策
1. 女性活躍を推進するための体制づくり 野木町女性の活躍推進計画	①庁内におけるワンストップ相談体制の構築
	②多様な主体による協議会の設置の検討
	③公共調達を通じた女性の活躍推進の検討
	④企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進
2. 女性の職業生活をサポートする環境づくり 野木町女性の活躍推進計画	①管理職を含めた企業トップの意識改革の啓発等の実施
	②女性の活躍推進に対する男性の意識と職場風土の改革
	③保育ニーズへの対応
	④妊娠・出産等による解雇等の不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底
	⑤女性の再チャレンジのための支援の促進
3. 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 野木町女性の活躍推進計画	①審議会・委員会等への女性委員の登用の推進
	②町職員における女性管理職の登用の推進
	③女性の活躍推進に積極的に取り組む企業への表彰及び周知
	④起業を考えている女性または実際に起業する女性に対する支援



プランの推進体制

1. 進行管理と評価

プランの確実な実行のためには、定期的・系統的に状況を把握し、目標達成の度合いなど、適切な評価方法を確立することが求められます。

そこで、プランの進行管理を行うとともに、推進状況について公表するほか、評価組織による推進体制を確立するとともに、施策について評価を行います。

PLAN：計画する
・ 目標の設定
・ 計画の策定



DO：実行する
・ 施策の推進
・ 進行管理

ACT：改善する
・ 施策の見直し

CHECK：評価する
・ 課題の分析
・ 施策の評価

2. 推進体制の強化

男女共同参画社会を実現していくうえでの課題は多岐にわたり、プランの推進にあたっては、市内の推進体制を強化するとともに、国・県・近隣市町・企業・団体等との連携を密にし、協力し合いながら問題解決にあたる必要があります。

★ SDGs（持続可能な開発目標）とは ★

- ・ 平成 27(2015)年に国連で採択された「2030 年までの達成を目指す 17 の目標」です。
- ・ 国際機関、政府、企業、学術機関、市民社会、子どもも含めた全ての人が、それぞれの立場から目標達成のために行動することが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





第4次野木町男女共同参画プラン（概要版）

【野木町DV防止基本計画】【野木町女性の活躍推進計画】
【野木町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

発行 令和8年3月

編集 野木町役場 町民生活部 生活環境課

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571

TEL 0280-57-4132 FAX 0280-57-3945

URL <https://www.town.nogi.lg.jp>